

様式第1号（第7条関係）

随 意 契 約 理 由 書

契 約 内 容	件名等	(契約番号) 4282000286 高松浄化センター除染作業業務委託
	履行場所	南相馬市 原町区上北高平字植松 地内
	種類	委託
	概要	高松浄化センター内の除染業務
相 手 方	名称	竹中工務店・竹中土木・安藤ハザマ・千代田テクノル共同企業体
	代表者	株式会社竹中工務店東北支店 執行役員支店長 八木下知己
	所在地	宮城県仙台市青葉区国分町三丁目4番33号
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	2号 その性質又は目的が競争入札に適さないもの	
	3号 障害者施設等により製作された物品の買入れ、シルバー人材センター及び母子福祉団体からの役務の提供を受ける契約	
	4号 新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ	
	5号 緊急の必要により競争入札に付することができないとき	
	6号 競争入札に付することが不利と認められるとき	
	7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき	
	8号 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき	
	9号 落札者が契約を締結しないとき	
随 意 契 約 理 由 の 説 明	<p>【具体的に記入すること】</p> <p>上記業者は南相馬市の生活圏除染受注者であり、除染作業等に関し十分な知識・経験等を有しており、的確かつ適正な業務履行が見込まれるとともに、当該業務については、除染後の洗浄排水や発生土壌等の汚染除去物については生活圏除染と一体で処理することが必要であることから、生活圏除染を受注している上記業者と随意契約としたい。</p>	
工事等担当課名 [ 下水道課 ]		

地方自治法施行令第167条の2第1項第1号は、競争入札に付さないことができるとしたものであるため、当該理由書の作成を要しないものとする。

様式第1号（第7条関係）

随意契約理由書

契約内容	件名等	(契約番号) 4282000287 西部処理場除染作業業務委託
	履行場所	南相馬市 鹿島区寺内字古川 地内
	種類	委託
	概要	西部処理場内の除染業務
相手方	名称	竹中工務店・竹中土木・安藤ハザマ・千代田テクノル共同企業体
	代表者	株式会社竹中工務店東北支店 執行役員支店長 八木下知己
	所在地	宮城県仙台市青葉区国分町三丁目4番33号
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	2号 その性質又は目的が競争入札に適さないもの	
	3号 障害者施設等により製作された物品の買入れ、シルバー人材センター及び母子福祉団体からの役務の提供を受ける契約	
	4号 新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ	
	5号 緊急の必要により競争入札に付することができないとき	
	6号 競争入札に付することが不利と認められるとき	
	7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき	
	8号 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき	
	9号 落札者が契約を締結しないとき	
随意契約理由の説明	<p>【具体的に記入すること】</p> <p>上記業者は南相馬市の生活圏除染受注者であり、除染作業等に関し十分な知識・経験等を有しており、的確かつ適正な業務履行が見込まれるとともに、当該業務については、除染後の洗浄排水や発生土壌等の汚染除去物については生活圏除染と一体で処理することが必要であることから、生活圏除染を受注している上記業者と随意契約としたい。</p>	
工事等担当課名 [ 下水道課 ]		

地方自治法施行令第167条の2第1項第1号は、競争入札に付さないことができるとしたものであるため、当該理由書の作成を要しないものとする。

様式第1号（第7条関係）

随意契約理由書

契約内容	件名等	(契約番号) 4282000288 鹿島浄化センター除染作業業務委託
	履行場所	南相馬市 鹿島区南右田字榎内 地内
	種類	委託
	概要	鹿島浄化センター内の除染業務
相手方	名称	竹中工務店・竹中土木・安藤ハザマ・千代田テクノル共同企業体
	代表者	株式会社竹中工務店東北支店 執行役員支店長 八木下知己
	所在地	宮城県仙台市青葉区国分町三丁目4番33号
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	2号 その性質又は目的が競争入札に適さないもの	
	3号 障害者施設等により製作された物品の買入れ、シルバー人材センター及び母子福祉団体からの役務の提供を受ける契約	
	4号 新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ	
	5号 緊急の必要により競争入札に付することができないとき	
	6号 競争入札に付することが不利と認められるとき	
	7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき	
	8号 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき	
	9号 落札者が契約を締結しないとき	
随意契約理由の説明	<p>【具体的に記入すること】</p> <p>上記業者は南相馬市の生活圏除染受注者であり、除染作業等に関し十分な知識・経験等を有しており、的確かつ適正な業務履行が見込まれるとともに、当該業務については、除染後の洗浄排水や発生土壌等の汚染除去物については生活圏除染と一体で処理することが必要であることから、生活圏除染を受注している上記業者と随意契約としたい。</p>	
工事等担当課名 [ 下水道課 ]		

地方自治法施行令第167条の2第1項第1号は、競争入札に付さないことができるとしたものであるため、当該理由書の作成を要しないものとする。

様式第1号（第7条関係）

随 意 契 約 理 由 書

契約内容	件名等	(契約番号) 4282000291 介護保険システム共同処理用受給者台帳作成カスタマイズ委託
	履行場所	健康福祉部長寿福祉課介護保険係
	種類	委託
	概要	介護保険システムについて、共同処理用受給者台帳作成等に必要なカスタマイズを行うもの。
相手方	名称	株式会社日立システムズ 東北支社
	代表者	支社長 堀谷 敦
	所在地	宮城県仙台市青葉区本町二丁目15番1号
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	2号 その性質又は目的が競争入札に適さないもの	
	3号 障害者施設等により製作された物品の買入れ、シルバー人材センター及び母子福祉団体からの役務の提供を受ける契約	
	4号 新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ	
	5号 緊急の必要により競争入札に付することができないとき	
	6号 競争入札に付することが不利と認められるとき	
	7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき	
	8号 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき	
	9号 落札者が契約を締結しないとき	
随意契約理由の説明	<p>福島県国民健康保険団体連合会へ介護給付費通知作成を委託するにあたり、共同処理用受給者台帳（CSVデータ）を提出しなければならないが、現在本市で使用しているシステムに作成する機能を有効化するカスタマイズを実施する必要がある。</p> <p>本業務は、現在本市で導入している介護保険システム（平成24年度から5ケ年の長期継続契約）に対し改修を行うものである。システム導入時のカスタマイズ内容に対応したカスタマイズを行う必要があるため、介護保険システムの導入・保守契約業者である上記業者との随意契約とする。</p>	
工事等担当課名 [ 健康福祉部 長寿福祉課 ]		

地方自治法施行令第167条の2第1項第1号は、競争入札に付さないことができるとしたものであるため、当該理由書の作成を要しないものとする。

様式第1号（第7条関係）

随意契約理由書

契約内容	件名等	(契約番号) 4282000293 南相馬市農地除染作業(農地上の建物等)業務委託
	履行場所	除染対策課
	種類	業務委託
	概要	除染特別地域を除く地域の農地上に築造されている建物等及び農業用水利施設等の除染業務
相手方	名称	清水建設株式会社 東北支店
	代表者	専務執行役員支店長 竹浪 浩
	所在地	宮城県仙台市青葉区木町通一丁目4番7号
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	2号 その性質又は目的が競争入札に適さないもの	
	3号 障害者施設等により製作された物品の買入れ、シルバー人材センター及び母子福祉団体からの役務の提供を受ける契約	
	4号 新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ	
	5号 緊急の必要により競争入札に付することができないとき	
	6号 競争入札に付することが不利と認められるとき	
	7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき	
	8号 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき	
	9号 落札者が契約を締結しないとき	
随意契約理由の説明	<p>【具体的に記入すること】</p> <p>本業務は、農地上の建物等及び農業用水利施設等の除染業務であり、これまで作付けする農地を優先し、未実施の建物等であることから、経過を把握し、農地除染に関連する業務であるため、専門的な知識や技術を有し、本業務を円滑に遂行できる当該事業者と随意契約としたい。</p>	
工事等担当課名 [ 除染対策課 ]		

地方自治法施行令第167条の2第1項第1号は、競争入札に付さないことができるとしたものであるため、当該理由書の作成を要しないものとする。

様式第1号（第7条関係）

随 意 契 約 理 由 書

契約内容	件名等	(契約番号) 4282000303 南相馬市パークゴルフ場芝管理業務委託
	履行場所	南相馬市鹿島区川子字大迫 地内
	種類	業務委託
	概要	仕様書に基づき、パークゴルフ場の芝管理業務を行う。
相手方	名称	東北緑化環境保全株式会社
	代表者	原町支社長 松尾 靖
	所在地	南相馬市原町区金沢字舟沢 21 - 2 番地
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	2号 その性質又は目的が競争入札に適さないもの	
	3号 障害者施設等により製作された物品の買入れ、シルバー人材センター及び母子福祉団体からの役務の提供を受ける契約	
	4号 新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ	
	5号 緊急の必要により競争入札に付することができないとき	
	6号 競争入札に付することが不利と認められるとき	
	7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき	
	8号 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき	
	9号 落札者が契約を締結しないとき	
随意契約理由の説明	<p>【具体的に記入すること】</p> <p>本整備地をパークゴルフ場として整備するに際しては、東北電力㈱の協力により整備地や林地開発等で必要な用地（169,021.12㎡）を無償で借用している。 （平成27年4月23日使用貸借契約締結）</p> <p>本整備地は、パークゴルフ場としての供用開始後も「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃掃法」という。）」の適用を受ける土地であるため、今後も廃掃法上の管理・責任は東北電力㈱が負うこととなる。</p> <p>東北電力㈱との使用貸借契約締結における前提は、「廃掃法」の管理・責任に影響が出ることのない本市の管理運営である。</p> <p>具体的には、本市の管理運営において芝管理業務を委託する場合は、東北電力㈱と連携が図られ、法律上の規制になっている除草剤の仕様、掘削の深さ、遮水シートへの対応等が必須であるため、東北電力㈱が実施した「石炭灰埋立地工事」に関わり当該地を熟知し、かつ、当該地の植栽および植栽維持管理さらには、東北電力㈱原町火力発電所内の芝管理や、当該地の水質検査委託業者でなければならないとの意見が東北電力㈱から付せられている。</p> <p>ついては、「廃掃法」に詳しく、かつ、東北電力㈱の芝管理業務実績があり、さらには当該整備地の芝施工の実績がある上記業者と随意契約とするものである。</p>	
	<p>工事等担当課名 [文化スポーツ課 ]</p>	

地方自治法施行令第167条の2第1項第1号は、競争入札に付さないことができるとしたものであるため、当該理由書の作成を要しないものとする。

様式第1号（第7条関係）

随 意 契 約 理 由 書

契 約 内 容	件名等	(契約番号)4282000310 戸籍総合システム保守点検業務委託
	履行場所	南相馬市（市民生活部市民課、小高区市民福祉課、鹿島区市民福祉課）
	種類	業務委託
	概要	戸籍総合システムを安定的に運用するとともに、万が一の障害発生時に迅速に対応できるよう定期点検・保守を行い事務の効率化を図る。
相 手 方	名称	株式会社日立システムズ東北支社
	代表者	支社長 堀谷 敦
	所在地	宮城県仙台市青葉区本町二丁目15-1
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	2号 その性質又は目的が競争入札に適さないもの	
	3号 障害者施設等により製作された物品の買入れ、シルバー人材センター及び母子福祉団体からの役務の提供を受ける契約	
	4号 新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ	
	5号 緊急の必要により競争入札に付することができないとき	
	6号 競争入札に付することが不利と認められるとき	
	7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき	
	8号 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき	
	9号 落札者が契約を締結しないとき	
随 意 契 約 理 由 の 説 明	<p>【具体的に記入すること】</p> <p>当該業者は、現在運用中の戸籍総合システム及び平成28年12月1日更新予定のシステムの構築業者であり、当該業者しか保守業務を行えないため随意契約とする。</p>	
工事等担当課名〔市民生活部市民課〕		

地方自治法施行令第167条の2第1項第1号は、競争入札に付さないことができるとしたものであるため、当該理由書の作成を要しないものとする。

様式第1号（第7条関係）

随 意 契 約 理 由 書

契約内容	件名等	(契約番号) 4 2 8 2 0 0 0 3 1 1 桜井古墳公園除染作業業務委託
	履行場所	福島県南相馬市原町区上洪佐字原畑地内
	種類	委託業務
	概要	桜井古墳公園における事前調査・事前モニタリングおよび除染作業業務
相手方	名称	竹中工務店・竹中土木・安藤ハザマ・千代田テクノ共同企業体 株式会社竹中工務店東北支店
	代表者	執行役員支店長 八木下知己
	所在地	宮城県仙台市青葉区国分町三丁目4番33号
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	2号 その性質又は目的が競争入札に適さないもの	
	3号 障害者施設等により製作された物品の買入れ、シルバー人材センター及び母子福祉団体からの役務の提供を受ける契約	
	4号 新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ	
	5号 緊急の必要により競争入札に付することができないとき	
	6号 競争入札に付することが不利と認められるとき	
	7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき	
	8号 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき	
	9号 落札者が契約を締結しないとき	
随意契約理由の説明	<p>【具体的に記入すること】</p> <p>上記業者は南相馬市の生活圏除染受注者であり、除染作業等に関し十分な知識・経験等を有しており、的確かつ適正な業務履行が見込まれるとともに、当該業務については、除染後の洗浄排水や発生土壌等の汚染除去物については生活圏除染と一体で処理することが必要であることから、生活圏除染を受注している上記業者と随意契約としたい。</p>	
工事等担当課名〔文化財課〕		

地方自治法施行令第167条の2第1項第1号は、競争入札に付さないことができるとしたものであるため、当該理由書の作成を要しないものとする。



様式第1号（第7条関係）

随 意 契 約 理 由 書

契 約 内 容	件名等	(契約番号) 4 2 8 2 0 0 0 3 1 3 評価替えに係る不動産鑑定評価業務委託 その4 (旧避難指示区域)
	履行場所	税務課資産税係
	種類	業務委託
	概要	平成30年度固定資産税評価替えに係る、旧警戒区域内標準宅地の不動産鑑定評価業務委託
相 手 方	名称	公益社団法人福島県不動産鑑定士協会
	代表者	会長 吉田 喜一
	所在地	郡山市桑野二丁目5番1号 桑野ビル2F
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	2号 その性質又は目的が競争入札に適さないもの	
	3号 障害者施設等により製作された物品の買入れ、シルバー人材センター及び母子福祉団体からの役務の提供を受ける契約	
	4号 新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ	
	5号 緊急の必要により競争入札に付することができないとき	
	6号 競争入札に付することが不利と認められるとき	
	7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき	
	8号 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき	
	9号 落札者が契約を締結しないとき	
随 意 契 約 理 由 の 説 明	<p>【具体的に記入すること】</p> <p>旧避難指示区域内における固定資産税標準宅地の不動産鑑定については、地震・津波・原発被害の状況と復旧・復興の進捗等により、適正な価格算定が著しく複雑で特殊であることや、具体的な評価の手法が確立されておらず、関係機関等との調整を要するものである。</p> <p>このことから、従前による個々の不動産鑑定士との業務委託によるものではなく、複数の不動産鑑定士において十分な調査結果の検証が可能となるとともに、複数の不動産鑑定士を派遣することにより早急な業務履行を見込めることから、当該事業者との随意契約とする。</p>	
工事等担当課名 [ 税務課 ]		

地方自治法施行令第167条の2第1項第1号は、競争入札に付さないことができるとしたものであるため、当該理由書の作成を要しないものとする。

様式第1号（第7条関係）

随 意 契 約 理 由 書

契約内容	件名等	(契約番号) 4282000314 南相馬市植物工場(原町区泉)修繕
	履行場所	南相馬市原町区泉字前向15番地ほか (南相馬市植物工場(原町区泉)内ハウス2棟、選果作業場1棟)
	種類	物品委託
	概要	台風9号の被害により、施設及び設備が破損し、適切な管理運営行為の支障となることから、必要な修繕業務を委託するもの。
相手方	名称	グランパシステムエンジニアリング株式会社
	代表者	代表取締役 阿部 圭助
	所在地	神奈川県横浜市中区不老町3-12
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	2号 その性質又は目的が競争入札に適さないもの	
	3号 障害者施設等により製作された物品の買入れ、シルバー人材センター及び母子福祉団体からの役務の提供を受ける契約	
	4号 新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ	
	5号 緊急の必要により競争入札に付することができないとき	
	6号 競争入札に付することが不利と認められるとき	
	7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき	
	8号 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき	
	9号 落札者が契約を締結しないとき	
随意契約理由の説明	<p>【具体的に記入すること】</p> <p>当業者は、平成24年度に委託した当施設の設置業務委託の請負業者であり、当該施設の栽培システム設計及び施工を行っており、施設の設備等の仕組及び修繕手法を熟知しているとともに、本業務を正確かつ迅速に対応することが可能であることから随意契約とするもの。</p>	
工事等担当課名 [ 経済部農政課 ]		

地方自治法施行令第167条の2第1項第1号は、競争入札に付さないことができるとしたものであるため、当該理由書の作成を要しないものとする。

様式第1号（第7条関係）

随 意 契 約 理 由 書

契約内容	件名等	(契約番号) 4282000323 南相馬市除染作業事後モニタリング業務委託 (その他の除染実施区域その2)
	履行場所	除染対策課
	種類	業務委託
	概要	市内生活圏の除染が終了した地域ごとに、除染効果を確認するための事後モニタリングに係る業務を委託するもの。
	相手方	名称 竹中工務店・竹中土木・安藤ハザマ・千代田テクノ共同企業体 代表者 株式会社竹中工務店東北支店 執行役員支店長 八木下知己 所在地 宮城県仙台市青葉区国分町三丁目4番33号
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	2号 その性質又は目的が競争入札に適さないもの	
	3号 障害者施設等により製作された物品の買入れ、シルバー人材センター及び母子福祉団体からの役務の提供を受ける契約	
	4号 新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ	
	5号 緊急の必要により競争入札に付することができないとき	
	6号 競争入札に付することが不利と認められるとき	
	7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき	
	8号 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき	
	9号 落札者が契約を締結しないとき	
随意契約理由の説明	<p>【具体的に記入すること】</p> <p>本業務は、生活圏除染作業が終了した地域ごとに、除染効果及び効果が維持されていない箇所を確認するために事後モニタリングを行う業務であり、現在、当該事業者に委託している「南相馬市除染作業及び除去土壌等の保管管理業務」に関連した業務であることから、本業務を円滑に遂行するためには、専門的な知識や技術、業務への習熟が要求される。また、これまでに実施した除染作業等に関する膨大なデータ等を活用する必要があることから、当該事業者との随意契約としたい。</p>	
工事等担当課名 [ 除染対策課 ]		

地方自治法施行令第167条の2第1項第1号は、競争入札に付さないことができるとしたものであるため、当該理由書の作成を要しないものとする。

様式第1号(第7条関係)

随意契約理由書

契約内容	件名等	(契約番号)4282000324 手動昇降ウインチ交換修繕(原町生涯学習センター)
	履行場所	原町生涯学習センター
	種類	業務委託
	概要	原町生涯学習センター集会室の手動昇降ウインチ設備の耐用期間の延長と機能維持を図るため手動昇降ウインチ交換修繕を行う。
相手方	名称	撫子産業株式会社
	代表者	代表取締役 岡本 麗
	所在地	東京都豊島区長崎1丁目24番14号
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	2号 その性質又は目的が競争入札に適さないもの	
	3号 障害者施設等により製作された物品の買入れ、シルバー人材センター及び母子福祉団体からの役務の提供を受ける契約	
	4号 新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ	
	5号 緊急の必要により競争入札に付することができないとき	
	6号 競争入札に付することが不利と認められるとき	
	7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき	
	8号 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき	
	9号 落札者が契約を締結しないとき	
随意契約理由の説明	<p>【具体的に記入すること】</p> <p>当該業者は当該設備の設置業者であり、交換部品は、既存機器との互換性が必要であり、この業者でなければ修繕を行うことが出来ないため当該業者との随意契約とする。</p>	
工事等担当課名 { 文化スポーツ課 }		

地方自治法施行令第167条の2第1項第1号は、競争入札に付さないことができるとしたものであるため、当該理由書の作成を要しないものとする。

様式第1号（第7条関係）

随 意 契 約 理 由 書

契約内容	件名等	(契約番号) 4 2 8 2 0 0 0 3 2 5 消火栓ポンプ制御盤修繕(原町生涯学習センター)
	履行場所	原町生涯学習センター
	種類	業務委託
	概要	原町生涯学習センター機械室の消火栓ポンプ制御盤の耐用期間の延長と機能維持を図るため消火栓ポンプ制御盤修繕を行う。
相手方	名称	株式会社 青田電気商会
	代表者	代表取締役 青田 純
	所在地	南相馬市原町区北町5 1 9 番地
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	2号 その性質又は目的が競争入札に適さないもの	
	3号 障害者施設等により製作された物品の買入れ、シルバー人材センター及び母子福祉団体からの役務の提供を受ける契約	
	4号 新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ	
	5号 緊急の必要により競争入札に付することができないとき	
	6号 競争入札に付することが不利と認められるとき	
	7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき	
	8号 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき	
	9号 落札者が契約を締結しないとき	
随意契約理由の説明	<p>【具体的に記入すること】</p> <p>当該業者は当制御盤の保守点検業者であり、制御盤は、特殊なものであり、この業者でなければ修繕を行うことが出来ないため当該業者との随意契約とする。</p>	
工事等担当課名 { 文化スポーツ課 }		

地方自治法施行令第167条の2第1項第1号は、競争入札に付さないことができるとしたものであるため、当該理由書の作成を要しないものとする。

様式第1号（第7条関係）

随 意 契 約 理 由 書

契約内容	件名等	(契約番号) 4282000329 市道大原12号線簡易舗装業務委託
	履行場所	南相馬市原町区大原地内
	種類	業務委託
	概要	未舗装道路部分の簡易舗装を行い、車両走行時や歩行時の安全性を向上させるため。(施工延長L=170m)
相手方	名称	太田建設株式会社
	代表者	代表取締役 太田朋彦
	所在地	南相馬市原町区区深野字台畑7番地の1
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	2号 その性質又は目的が競争入札に適さないもの	
	3号 障害者施設等により製作された物品の買入れ、シルバー人材センター及び母子福祉団体からの役務の提供を受ける契約	
	4号 新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ	
	5号 緊急の必要により競争入札に付することができないとき	
	6号 競争入札に付することが不利と認められるとき	
	7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき	
	8号 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき	
	9号 落札者が契約を締結しないとき	
随意契約理由の説明	<p>【具体的に記入すること】</p> <p>本業務は、道路改良工事や、計画路線で対応ができない未舗装道路部分について、通常の施工管理を要さない簡易的な舗装業務を委託し、車両走行時や歩行時の安全性を向上させるものである。そのため、諸経費については通常の舗装に比べて3分の1程度の費用に圧縮しており、対応可能な業者が限られていること、また、本業務の履行場所、現場状況を熟知しており、最も効果的に業務を行うことができる当該業者と随意契約とするものである。</p>	
工事等担当課名 [ 土木課 ]		

地方自治法施行令第167条の2第1項第1号は、競争入札に付さないことができるとしたものであるため、当該理由書の作成を要しないものとする。

様式第1号（第7条関係）

随 意 契 約 理 由 書

契約内容	件名等	(契約番号) 4 2 8 2 0 0 0 3 3 0 市道信田沢深野2号線簡易舗装業務委託
	履行場所	南相馬市原町区深野字塩塚地内
	種類	業務委託
	概要	未舗装道路部分の簡易舗装を行い、車両走行時や歩行時の安全性を向上させるため。(施工延長L = 150m)
相手方	名称	太田建設株式会社
	代表者	代表取締役 太田朋彦
	所在地	南相馬市原町区深野字台畑7番地の1
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	2号 その性質又は目的が競争入札に適さないもの	
	3号 障害者施設等により製作された物品の買入れ、シルバー人材センター及び母子福祉団体からの役務の提供を受ける契約	
	4号 新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ	
	5号 緊急の必要により競争入札に付することができないとき	
	6号 競争入札に付することが不利と認められるとき	
	7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき	
	8号 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき	
	9号 落札者が契約を締結しないとき	
随意契約理由の説明	<p>【具体的に記入すること】</p> <p>本業務は、道路改良工事や、計画路線で対応できない未舗装道路部分について、通常の施工管理を要さない簡易的な舗装業務を委託し、車両走行時や歩行時の安全性を向上させるものである。そのため、諸経費については通常の舗装に比べて3分の1程度の費用に圧縮しており、対応可能な業者が限られていること、また、本業務の履行場所、現場状況を熟知しており、最も効果的に業務を行うことができる当該業者と随意契約とするものである。</p>	
工事等担当課名 [ 土木課 ]		

地方自治法施行令第167条の2第1項第1号は、競争入札に付さないことができるとしたものであるため、当該理由書の作成を要しないものとする。

様式第1号（第7条関係）

随 意 契 約 理 由 書

契約内容	件名等	(契約番号) 4 2 8 2 0 0 0 3 3 1 北町(生活道路)簡易舗装業務委託
	履行場所	南相馬市原町区北町地内
	種類	業務委託
	概要	未舗装道路部分の簡易舗装を行い、車両走行時や歩行時の安全性を向上させるため。(施工延長 L = 100m)
相手方	名称	太田建設株式会社
	代表者	代表取締役 太田朋彦
	所在地	南相馬市原町区区深野字台畑 7 番地の 1
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	2号 その性質又は目的が競争入札に適さないもの	
	3号 障害者施設等により製作された物品の買入れ、シルバー人材センター及び母子福祉団体からの役務の提供を受ける契約	
	4号 新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ	
	5号 緊急の必要により競争入札に付することができないとき	
	6号 競争入札に付することが不利と認められるとき	
	7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき	
	8号 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき	
	9号 落札者が契約を締結しないとき	
随意契約理由の説明	<p>【具体的に記入すること】</p> <p>本業務は、道路改良工事や、計画路線で対応ができない未舗装道路部分について、通常の施工管理を要さない簡易的な舗装業務を委託し、車両走行時や歩行時の安全性を向上させるものである。そのため、諸経費については通常の舗装に比べて3分の1程度の費用に圧縮しており、対応可能な業者が限られていること、また、本業務の履行場所、現場状況を熟知しており、最も効果的に業務を行うことができる当該業者と随意契約とするものである。</p>	
工事等担当課名 [ 土木課 ]		

地方自治法施行令第167条の2第1項第1号は、競争入札に付さないことができるとしたものであるため、当該理由書の作成を要しないものとする。



様式第1号（第7条関係）

随 意 契 約 理 由 書

契約内容	件名等	(契約番号) 4282000336 小中学校庭木剪定業務委託
	履行場所	小中学校18校
	種類	業務委託
	概要	市内小中学校の庭木の剪定、刈込み、整枝作業
相手方	名称	公益社団法人南相馬市シルバー人材センター
	代表者	理事長 伊藤 博人
	所在地	南相馬市原町区東町三丁目78番地
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2第3項	
	2号 その性質又は目的が競争入札に適さないもの	
	3号 障害者施設等により製作された物品の買入れ、シルバー人材センター及び母子福祉団体からの役務の提供を受ける契約	
	4号 新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ	
	5号 緊急の必要により競争入札に付することができないとき	
	6号 競争入札に付することが不利と認められるとき	
	7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき	
	8号 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき	
	9号 落札者が契約を締結しないとき	
随意契約理由の説明	<p>【具体的に記入すること】</p> <p>本業務は小中学校の中低木の剪定業務であり、高所作業車等を必要としない簡易な剪定業務である。上記業者は当該業務を的確に遂行できる人的能力を有していることから、高齢者の就業の機会の確保と社会参加に寄与するため、地方自治法施行令第167条の2第1項第3号によりシルバー人材センターとの随意契約とする。</p>	
工事等担当課名〔 教育委員会事務局 教育総務課 〕		

地方自治法施行令第167条の2第1項第1号は、競争入札に付さないことができるとしたものであるため、当該理由書の作成を要しないものとする。

様式第1号（第7条関係）

随 意 契 約 理 由 書

契約内容	件名等	(契約番号) 4282000338 「日吉神社の浜下り」映像記録制作業務委託
	履行場所	南相馬市鹿島区江垂・小島田・大内・烏崎
	種類	映像記録制作
	概要	記録撮影された12年に一度行われる県指定重要無形民俗文化財「日吉神社のお浜下りと手踊り」を、解説ナレーションとスーパーを入れて編集・構成し、長編30～40分、短編10分前後の映像記録を制作する。また、長編をDVDに100枚コピーする。 成果品：マスターテープ 長編・短編各1本、サブマスターテープ 長編・短編各1、確認用DVD各3枚、元素材1式、DVD長編のみ100枚
相手方	名称	株式会社 福島映像企画
	代表者	代表取締役社長 村田俊幸
	所在地	福島市森合町14番6号第二福島トヨタビル5F
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	2号	その性質又は目的が競争入札に適さないもの
	3号	障害者施設等により製作された物品の買入れ、シルバー人材センター及び母子福祉団体からの役務の提供を受ける契約
	4号	新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ
	5号	緊急の必要により競争入札に付することができないとき
	6号	競争入札に付することが不利と認められるとき
	7号	時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき
	8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき
随意契約理由の説明	【具体的に記入すること】 本業務は、12年に一度の祭礼行事について撮影した映像について、編集・映像記録作成を行うものである。 当該業者は、これまで県内の民俗芸能や民俗文化財の映像記録制作に熟練していること、また、南相馬市においても、過去に完成度の高い映像記録を作成した実績を有していることから、本業務を最も効率的に行うことができることから、随意契約としたい。	
	工事等担当課名 [ 文化財課 ]	

地方自治法施行令第167条の2第1項第1号は、競争入札に付さないことができるとしたものであるため、当該理由書の作成を要しないものとする。

様式第1号（第7条関係）

随 意 契 約 理 由 書

契約内容	件名等	(契約番号) 4 2 8 2 0 0 0 3 4 0 臨時福祉給付金（経済対策分）支給業務委託
	履行場所	南相馬市役所（社会福祉課）
	種類	業務委託
	概要	国の消費税引き上げに際し低所得者に与える負担の影響に鑑み、暫定的・臨時的措置として、給付金を支給するため、システム構築及び窓口、給付業務（人件費含む）を委託するものである。
相手方	名称	株式会社 F S K
	代表者	代表取締役 鬼澤 浩正
	所在地	いわき市内郷御厩町3 - 1 6 8
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	2号 その性質又は目的が競争入札に適さないもの	
	3号 障害者施設等により製作された物品の買入れ、シルバー人材センター及び母子福祉団体からの役務の提供を受ける契約	
	4号 新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ	
	5号 緊急の必要により競争入札に付することができないとき	
	6号 競争入札に付することが不利と認められるとき	
	7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき	
	8号 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき	
	9号 落札者が契約を締結しないとき	
随意契約理由の説明	<p>【具体的に記入すること】</p> <p>本業務は、住民情報システムとの連携したシステムを構築する必要があり、かつ、申請受付及び給付金支給に係る人的配置までを含む契約を要することから、(株)日立情報システムとパートナー会社となっており本地域においてそのすべてに対応することができる県内唯一の業者である株式会社F S Kとの随意契約とする。</p>	
工事等担当課名 { 健康福祉部 社会福祉課 }		

地方自治法施行令第167条の2第1項第1号は、競争入札に付さないことができるとしたものであるため、当該理由書の作成を要しないものとする。

様式第1号（第7条関係）

随 意 契 約 理 由 書

契約内容	件名等	(契約番号) 4 2 8 2 0 0 0 3 4 3 水道メーター検針機器等設定業務委託
	履行場所	建設部水道課(南相馬市原町区三島町一丁目 43 番地の 1)
	種類	業務委託
	概要	購入した水道メーター検針機器等について、実際に運用できるように機器の設定を図るもの。
相手方	名称	大崎データテック株式会社日立営業所
	代表者	所長 数馬 貴彦
	所在地	〒317-0065 茨城県日立市助川町 1-11-19 助川カシマビル 2 F
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	2号 その性質又は目的が競争入札に適さないもの	
	3号 障害者施設等により製作された物品の買入れ、シルバー人材センター及び母子福祉団体からの役務の提供を受ける契約	
	4号 新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ	
	5号 緊急の必要により競争入札に付することができないとき	
	6号 競争入札に付することが不利と認められるとき	
	7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき	
	8号 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき	
	9号 落札者が契約を締結しないとき	
随意契約理由の説明	<p>【具体的に記入すること】</p> <p>水道メーター検針機器等(ハンディターミナル及びバーコードシートリーダー)については水道メーター検針業務や水道料金等徴収業務に運用している既存の上下水道料金システムとデータ移行の機能などで連動しており、既存システムに適合するための設定を行い運用できる状態にするためには当該システム開発業者以外に対応できる業者がないことから当該業者との随意契約とする。</p>	
工事等担当課名〔建設部水道課〕		

地方自治法施行令第167条の2第1項第1号は、競争入札に付さないことができるとしたものであるため、当該理由書の作成を要しないものとする。

様式第1号（第7条関係）

随意契約理由書

契約内容	件名等	(契約番号) 4282000352 超高速インターネット光ファイバーケーブル支障移転業務委託
	履行場所	南相馬市鹿島区塩崎字西ノ内地内
	種類	物品委託
	概要	NTT所有の電柱に添架している市保有の光ケーブルの移転
相手方	名称	東日本電信電話株式会社 ビジネス&オフィス営業推進本部 福島法人営業部
	代表者	部長 宮沢 繁
	所在地	福島県福島市山下町5番10号
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	2号	その性質又は目的が競争入札に適さないもの
	3号	障害者施設等により製作された物品の買入れ、シルバー人材センター及び母子福祉団体からの役務の提供を受ける契約
	4号	新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ
	5号	緊急の必要により競争入札に付することができないとき
	6号	競争入札に付することが不利と認められるとき
	7号	時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき
	8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき
随意契約理由の説明	【具体的に記入すること】	
	超高速インターネット環境管理運営事業を行うに当たって、IRU契約の締結事業者の選定をプロポーザル方式により行った経過があり、提案の内容等から東日本電信電話(株)福島支店(現 東日本電信電話(株)ビジネス&オフィス営業推進本部福島法人営業部門)とIRU契約を締結することとなった。この契約の中(プロポーザルの内容)には光ファイバ網に関する保守・修繕についての提案も含まれていたことから、東日本電信電話(株)ビジネス&オフィス営業推進本部福島法人営業部と随意契約とするものである。	
工事等担当課名 { 総務部 情報政策課 }		

地方自治法施行令第167条の2第1項第1号は、競争入札に付さないことができるとしたものであるため、当該理由書の作成を要しないものとする。

様式第1号（第7条関係）

随意契約理由書

契約内容	件名等	(契約番号) 4282000353 超高速インターネット光ファイバケーブル災害復旧業務委託
	履行場所	南相馬市小高区女場字猿田地内
	種類	委託
	概要	N T T 所有の電柱に添架している市保有の光ケーブルの災害復旧
相手方	名称	東日本電信電話株式会社 ビジネス&オフィス営業推進本部 福島法人営業部
	代表者	部長 宮沢 繁
	所在地	福島県福島市山下町5番10号
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	2号	その性質又は目的が競争入札に適さないもの
	3号	障害者施設等により製作された物品の買入れ、シルバー人材センター及び母子福祉団体からの役務の提供を受ける契約
	4号	新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ
	5号	緊急の必要により競争入札に付することができないとき
	6号	競争入札に付することが不利と認められるとき
	7号	時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき
	8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき
	9号	落札者が契約を締結しないとき
随意契約理由の説明	【具体的に記入すること】	
	超高速インターネット環境管理運営事業を行うに当たって、IRU契約の締結事業者の選定をプロポーザル方式により行った経過があり、提案の内容等から東日本電信電話(株)福島支店(現 東日本電信電話(株)ビジネス&オフィス営業推進本部福島法人営業部門)とIRU契約を締結することとなった。この契約の中(プロポーザルの内容)には光ファイバ網に関する保守・修繕についての提案も含まれていたことから、東日本電信電話(株)ビジネス&オフィス営業推進本部福島法人営業部と随意契約とするものである。	
工事等担当課名 { 総務部 情報政策課 }		

地方自治法施行令第167条の2第1項第1号は、競争入札に付さないことができるとしたものであるため、当該理由書の作成を要しないものとする。

様式第1号（第7条関係）

随 意 契 約 理 由 書

契約内容	件名等	(契約番号) 4 2 8 2 0 0 0 3 5 4 原町斎場 1～4号炉台車ブロック打替修繕
	履行場所	原町斎場
	種類	物品委託
	概要	1～4号炉台車ブロック打替修繕 一式
相手方	名称	株式会社宮本工業所
	代表者	代表取締役 宮本芳樹
	所在地	富山市奥田新町12番3号
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	2号 その性質又は目的が競争入札に適さないもの	
	3号 障害者施設等により製作された物品の買入れ、シルバー人材センター及び母子福祉団体からの役務の提供を受ける契約	
	4号 新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ	
	5号 緊急の必要により競争入札に付することができないとき	
	6号 競争入札に付することが不利と認められるとき	
	7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき	
	8号 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき	
	9号 落札者が契約を締結しないとき	
随意契約理由の説明	<p>【具体的に記入すること】</p> <p>本業務は、原町斎場の台車ブロックの打替修繕であり、台車ブロックは原町斎場の炉にあわせ、上記業者が独自に設計し、オーダメイドで製造した製品であるため、他社での修繕は困難であることから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により随意契約とする。</p>	
工事等担当課名 [ 生活環境課 ]		

地方自治法施行令第167条の2第1項第1号は、競争入札に付さないことができるとしたものであるため、当該理由書の作成を要しないものとする。

様式第1号（第7条関係）

随 意 契 約 理 由 書

契約内容	件名等	(契約番号) 4282000365 南相馬市情報看板等設置検討業務委託
	履行場所	危機管理課
	種類	業務委託
	概要	津波災害が発生した際に、適切かつ確実な避難が図れるよう、情報看板等（避難所等への誘導、津波注意喚起、東日本大震災時の津波浸水深、海拔等）を設置するため、設置位置、看板の種類、必要基数等の検討業務を行う。
相手方	名称	国際航業株式会社 福島営業所
	代表者	所長 千葉 公雄
	所在地	福島県郡山市中町1番22号
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	2号 その性質又は目的が競争入札に適さないもの	
	3号 障害者施設等により製作された物品の買入れ、シルバー人材センター及び母子福祉団体からの役務の提供を受ける契約	
	4号 新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ	
	5号 緊急の必要により競争入札に付することができないとき	
	6号 競争入札に付することが不利と認められるとき	
	7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき	
	8号 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき	
	9号 落札者が契約を締結しないとき	
随意契約理由の説明	<p>【具体的に記入すること】</p> <p>本業務は、昨年度実施した「南相馬市避難所看板等整備事業に係る基礎調査」で作成した避難経路上等に、避難所等への誘導、津波注意喚起、東日本大震災時の津波浸水深、海拔表示など、避難のために必要な情報看板を設置するため調査・検討を行うものである。</p> <p>当該業者は昨年度実施した基礎調査において、避難経路の設定、避難所・津波一時避難場所看板の基礎資料を作成した業者であり、避難経路等の状況を熟知しているため、当該業者に委託することにより現地調査の期間が一ヶ月程度短縮され、他業者より効率的な業務遂行が見込まれる。また、現地調査費の2分の1程度費用を圧縮することができることから当該業者と随意契約としたい。</p>	
工事等担当課名〔復興企画部 危機管理課〕		

地方自治法施行令第167条の2第1項第1号は、競争入札に付さないことができるとしたものであるため、当該理由書の作成を要しないものとする。



様式第1号（第7条関係）

随 意 契 約 理 由 書

契約内容	件名等	(契約番号) 4282000396 南相馬ひばりFM伝送装置復旧作業業務委託
	履行場所	南相馬市役所、ニッ森山山頂
	種類	修繕
	概要	南相馬市臨時災害エフエムで使用している送受信設備の復旧作業を行う。
相手方	名称	株式会社エヌエイチケイアイテック 東北支社
	代表者	支社長 中村 孝
	所在地	宮城県仙台市青葉区一番町1-1-31 山口ビル4階
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	2号 その性質又は目的が競争入札に適さないもの	
	3号 障害者施設等により製作された物品の買入れ、シルバー人材センター及び母子福祉団体からの役務の提供を受ける契約	
	4号 新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ	
	<input checked="" type="checkbox"/> 5号 緊急の必要により競争入札に付することができないとき	
	6号 競争入札に付することが不利と認められるとき	
	7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき	
	8号 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき	
随意契約理由の説明	【具体的に記入すること】 上記業者は、当該設備の施工業者であり、当該設備については災害時の情報発信を担う設備であり、早急な復旧を行わなければならないが、短期間に対応できる業者は、当該設備に精通している当該業者のみであるため、地方自治法施行令第167条の2第1項第5号の規定に基づき、随意契約とする。	
	工事等担当課名 [ 危機管理課 ]	

地方自治法施行令第167条の2第1項第1号は、競争入札に付さないことができるとしたものであるため、当該理由書の作成を要しないものとする。